

工事検査時の注意・確認事項等について

令和7年4月

総務部検査室

本市発注工事の適正な施工及び一層の品質向上を図るため、工事検査時に見受けられた注意事項等を踏まえ、確認事項を下記に掲載しましたので、今後の施工管理、工事書類の作成及び受検時等の参考にして下さい。

電気・機械 設 備 工 事

1) 施工体制

(施工体制台帳等)

- 施工体制台帳の下請負契約書の項目等は、「一式」とせず具体的な数量等で記載されているか。
- 施工体系図・建設業の許可看板及び再下請通知の掲示は、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示され、常に更新されているか。
- 施工体制台帳等の様式の記載漏れ確認及び下請業者の社会保険加入の状況の確認をしているか。

(施工体制)

- 現場代理人等は、現場状況を十分把握し、下請業者任せの現場管理になっていないか。

2) 施工管理

- 契約約款第17条第1項に基づく設計図書の照査結果について協議がなされているか。(口頭を避け工事記録、議事録、同意書等を活用し履歴を残す)
- 一工程の施工の検査・確認の報告が適切に行われているか。(月1の履行報告書(約款第11条)が義務付けられている)
- 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質などの管理を工事全般にわたって十分に行っているか。
- 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みは適切か。(フロンの破壊処理、蛍光灯などの水銀を含む機器の処分、舗装版切断時の濁水処理、PCBを含む恐れのある機器の処分、発生土の処理など、排出事業者としての適切な処理が確認できること。搬出時の撮影(車両No、許可番号等を確認できること)

（安全管理）

- 施工計画書に記載された安全管理について、適切に実施されているか。
- 店社パトロールを1回／月以上活動し、記録が整理されているか。
- 下請負をする場合は協議会等の設置及び月1回開催しているか。（安衛法第30条、同規則第635条、指針 基発第267号の2）（開催頻度に関しては別途協議会則等を作成し記載）

（施工計画書）

- 施工計画書が工事着手前に提出されているか。
- 設計図書及び現場条件を反映した内容となっているか。
- 出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できるか。
（実際に工事で使用する機材の品質、納入前の工場試験書の提出）
- 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致しているか。

3）出来形管理、出来ばえ

- 施工写真が適時適切に撮られているか。（不可視部分の各工種施工状況、改修前の状況など。試験・廃棄物搬出時等）
- 運転操作及び保守点検などの容易さを確保するための配慮がなされているか。（保守スペースの確保、天井点検口の設置、操作説明書の整理など）
- 変更契約の伴わない変更（軽微含む）を施工図に反映する場合は必ず議事録、同意書等を活用し履歴を残す。

4）品質管理

- 機器の作動確認など最終チェックを実施し報告しているか。（動作確認や各種メーター類の検証、配線の結線、弁類の開閉確認など。）
- 運転・点検上の表示および危険箇所などの表示が適切に行われているか。（機器名称や配管種別、ケーブル行先表示（盤名称、バルブ札など）
- 接続端子の締付トルクなどの確認を行っているか。（マーカチェックなど。）
- 飲用に供する設備工事を行った場合、水質試験を実施しているか。
- 勾配確認や満水試験、通水試験、水圧試験など各種必要な試験は実施しているか。
- 電動機等の交換工事の場合、改修前の電流値等測定をしているか。
- 既設取替工事でも製作図（承諾図）を提出しているか。